

カフェ・レストラン用施設の賃貸借に関する覚書

公益財団法人堺市産業振興センター（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間で締結したレストラン用施設賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の細目について次のとおり覚書を交換する。

（休業日等）

第1条 契約書第5条の休業日、営業時間その他基本的事項については、次のとおりとする。

- （1）休業日は、甲の休館日とする。ただし、理事長が必要と認めたときは、これを変更することができる。
また、理事長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、別に休業日を定めることができる。
- （2）営業時間中にセンター貸会場の利用がなく、利用客が見込めない場合は、事前に甲に通知のうえ、臨時休業日とすることができる。
- （3）営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、時間の変更等必要に応じて甲乙協議するものとする。
- （4）販売価格は、当該地における類似施設の料金を考慮して、適正に定めるものとする。
- （5）乙は、販売品目及び前項の販売金額を定めようとする場合には、事前に甲に報告しなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

（月間売上高の確認方法）

第2条 契約書第10条第1項の月間売上高の確認方法は、乙が営業日の翌日に前日の売上日計表及び証憑書類（レジの集計表）を甲に提出し、確認することとする。

（帳簿等の整備）

第3条 乙は、業務にかかる収支関係帳簿、その他甲の指定する書類を整備し、その状況を明らかにしておかなければならない。

（活性化）

第4条 甲及び乙は、積極的に業務に係る宣伝活動を行い、相互に協力して施設の活性化を図るものとする。

2 乙は、業務の活性化につながる方策を常に検討し、売上げ増加を図ることとする。

(その他)

第5条 この覚書に関する疑義又は変更については、甲、乙双方協議のうえ定めるものとする。

(契約の効力)

第6条 この覚書は、平成〇〇年〇月〇日から効力を生ずるものとする。

この覚書交換の証として、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇〇日

甲 堺市北区長曾根町183番地5
公益財団法人堺市産業振興センター
理事長

乙